

知って
おきたい

暮らしとお金のいろは

第10回

Q 昨年、知人が他界しました。先日、ご遺族に会った際、相続が円滑に進んだのは、遺言書と保険があつたからだと聞きました。遺言書は、自分でも作ることができるのでしょうか?

(60代 女性)

A 遺言書は、「一定の書式を満たせば自身で作成することができます。また、「資産に名前を付ける」という観点でいえば、保険も同様に残したい人に残せます。

人が亡くなると、すべての人に「相続」が発生します。相続税は、平成27年1月1日から増税が決定していて、課税対象者が現在の4%から6%に上昇するとも言われています。

近年、相続税の課税対象にならない人たちが相続で争うケースが増えています。「この「争族」の多くは、「故人の遺志」を明確にするものがないことが原因で起ります。残された遺族が、それぞれの立場を主張して故人の資産を取り合つかかりです。遺言書があれば、相続を円滑に進めることができます。

遺言書には次の3種類があります。

- ①自筆証書遺言…直筆の氏名、日付、押印をして自分で保管
 - ②公正証書遺言…公証役場で本人口述を公証人が書く
 - ③秘密証書遺言…ワープロ・代筆可で本人作成。公証役場で証明
- 遺言書や保険を活用し、資産に名前を付けることで争族を回避し、想いを大切な家族に届ける「想族」にすることができます。遺言書の方式、書式などをしっかりと把握し、間違いがないようにするため、まずは身近な専門家に相談することをお勧めします。

遺言の特徴と要件

自筆証書遺言	
作成要件	①直筆で遺言書を書き、氏名・日付・押印(認印可)をし、自分で保管 ②ワープロ・PC作成は不可
特徴	①簡単に作成、誰にも知られない ②方式の不備で無効になることもある ③開封には家庭裁判所の検認が必要
公正証書遺言	
作成要件	①証人2人必要。公証役場で本人口述を公証人が書く ②原本は原則20年間公証役場で保管 ③印鑑証明・身元確認の資料が必要
特徴	①秘密裏に遺言書を作成できない ②公証人の手数料がかかる ③家庭裁判所の検認は不要
秘密証書遺言	
作成要件	①証人2人必要 ②本人が作成し封印、公証役場で証明 ③ワープロ・PC作成、代筆可
特徴	①内容の秘密を保持できる ②内容の不備で無効になることがある ③開封には家庭裁判所の検認が必要
遺言でできること	
	①遺贈・寄付など財産処分に関する事 ②子供の認知など身分に関する事 ③遺産分割の方法など相続に関する事 ④遺言執行者の指定など遺言執行に関する事

2014年4月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。
募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 土浦市永国997の1 ☎ 0120・123065

